

三木市記者発表資料（令和4年11月30日発表）

担当部課名	担当長	担当係	電話番号
教育振興部 学校教育課	課長 田中智美 (内線 3520)	学校指導係	0794-82-2000 (内線 3520)

タイトル**三木市立緑が丘中学校で発生した転落事故に係る
損害賠償請求訴訟について****内 容**

平成 26 年 1 月 9 日に三木市立緑が丘中学校で発生した生徒の転落事故に係る訴訟の判決が、本日、神戸地方裁判所において言い渡されました。

1 訴訟の概要**(1)当事者等**

事件番号 平成 28 年(ワ)第 2430 号

事 件 名 損害賠償請求事件

原 告 遺族 2 名

被 告 三木市

(2)請求の要旨

平成 26 年 1 月 9 日に三木市立緑が丘中学校で発生した転落事故について、中学校教諭らが生徒を適切に保護する注意義務等を怠った過失がある。国家賠償法に基づき、あるいは在学関係に基づく安全配慮義務違反として、約 8,156 万円の損害賠償金及び遅延損害金等を支払うよう求めるもの。

2 判決の内容**(1)裁判所**

神戸地方裁判所

(2)判決の要旨

- 1 被告は、原告 A に対し、1961 万 8807 円及びこれに対する平成 26 年 1 月 9 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告 B に対し、110 万円及びこれに対する平成 26 年 1 月 9 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを 4 分し、その 1 を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。
- 5 この判決は、第 1 項及び第 2 項に限り、仮に執行することができる。

3 今後の対応

判決の内容について顧問弁護士と相談のうえ、対応を検討します。